

社会福祉法人いわい砂鉄福祉会 役員報酬及び旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いわい砂鉄福祉会の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情

対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第8条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員等は法人職務証跡資料として出勤簿（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成28年11月11日より適用する。

付 則

この規程は、平成29年3月30日より施行する。

別表1（日額）（第3条第1項・第6条第1項・第7条第1項関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000円	※1
評議員会出席報酬等	5,000円	※1
苦情対応第三者委員	5,000円	※1

別表2（日額）（第4条第1項・第6条第2項関係・第7条第1項関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	5,000円	※1
理事及び評議員業務報酬等	5,000円	※1
監事監査指導報酬等	10,000円	※1
苦情対応第三者委員	5,000円	※1
評議員選任・解任委員	3,000円	※1

別表3（日額）（第7条第1項関係）

旅 費	宿泊費	報 酬
実 費 ※1	10,000円	5,000円

※1 実費弁償費及び実費は、次により計算する。

鉄 道 賃	旅客運賃	普通運賃による実費
	急行又は特別急行料金	片道100キロメートル以上の場合に認める。 ただし、自由席による実費
船	賃	下級料金による実費
航	空 賃	実費
車	バス等運賃	実費
賃	自家用車利用	1キロメートルにつき30円 あらかじめ認めた駐車料金及び高速道路使用料も含む。